

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

債 務 者	住 所 又 は 所 在 地	1						計
	氏 名 又 は 名 称 (外国政府等の別)	2	( ) ( ) ( ) ( )					
個 別 評 価 の 事 由		3	令第96条第1項 第 号 該 当					
同 上 の 発 生 時 期		4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
当 期 繰 入 額		5	円	円	円	円		円
繰 入 限 度 の 計 算	個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額	6						
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7						
	(6)のうち 担保権の実行による取立て等の見込額	8						
	他者の保証による取立て等の見込額	9						
	その他による取立て等の見込額	10						
	(8) + (9) + (10)	11						
	(6)のうち実質的に債権 とみられない部分の金額	12						
	(6) - (7) - (11) - (12)	13						
	令 第 96 条 第 1 項 第 1 号 該 当 (13)	14						円
	令 第 96 条 第 1 項 第 2 号 該 当 (13)	15						
	令 第 96 条 第 1 項 第 3 号 該 当 (13) × 50 %	16						
令 第 96 条 第 1 項 第 4 号 該 当 (13) × 50 %	17							
繰 入 限 度 超 過 額 (5) - ((14)、(15)、(16)又は(17))	18							
貸 倒 実 績 率 の 計 算 の 基 礎 と な る 控 除 す る 金 額 の 明 細 等 額 の	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 ( (6) の個別評価金銭債権が売掛債権等 である場合の (5) と ((14)、(15)、(16) 又は(17)) のうち少ない金額)	19						
	貸 合 前 期 の 個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額 (前期の(6))	20						
	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合 の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(19))	21						
	(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒 れとなった場合のその貸倒れとなった金額	22						
	(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評 価の対象となった場合のその対象となった金額	23						
	(22)又は(23)に金額の記載 がある場合の(21)の金額	24						

別表十一(一) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分